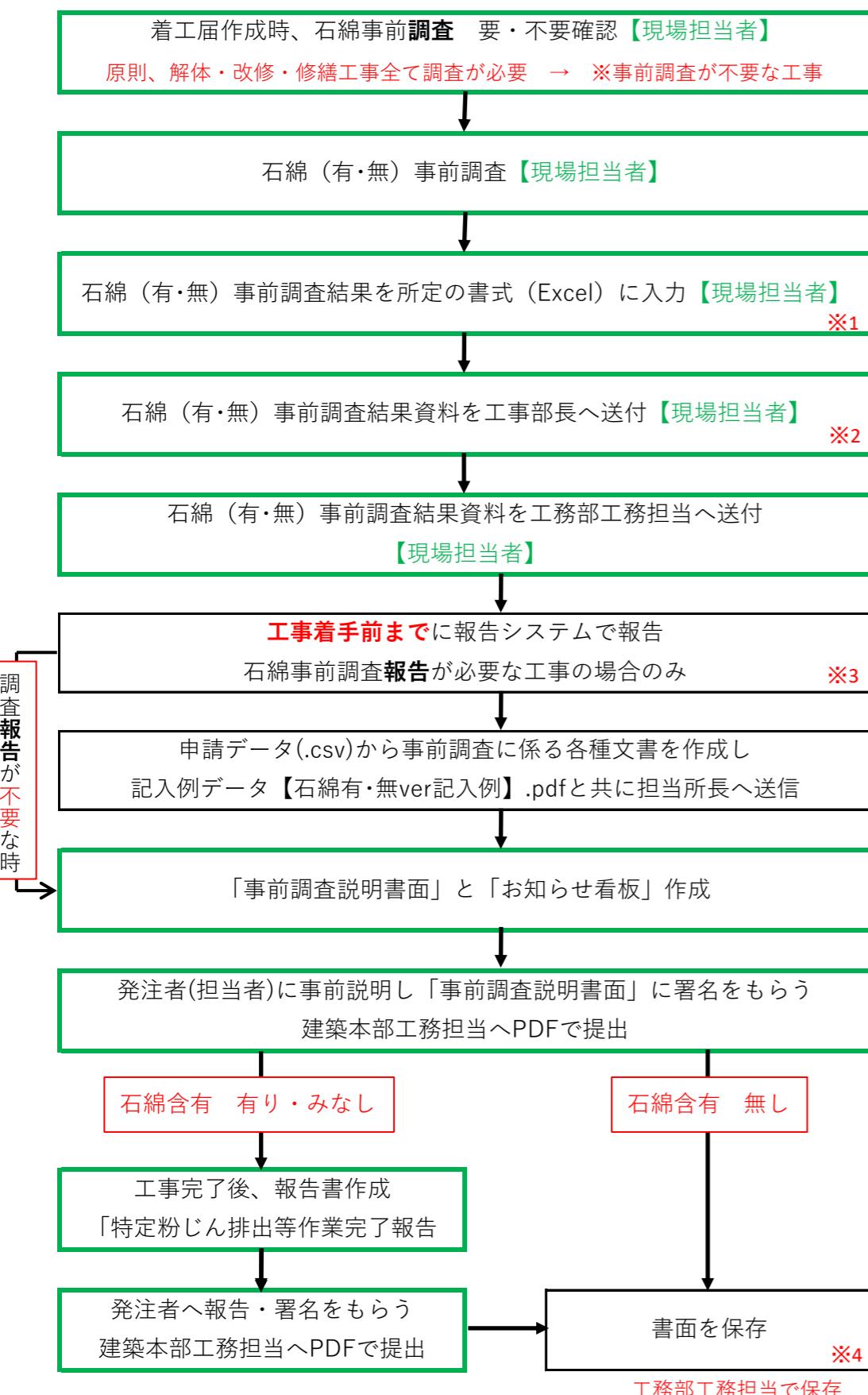


## 1.石綿事前調査結果報告フロー



緑枠は現場担当者が行います。

**重要！ 石綿事前調査結果報告は「工事着手前までに」システムへの登録し、発注者への事前説明が必要です！**

※ 1

調査・分析（又は報告）が必要な現場を担当された方は、建築ポータルサイトから申請用の書式データー式をダウンロードしてください。

※ 2

必要な資料は以下の通りです。

- ①所定の書式（Excel）に調査結果を入力したデータ
- ②調査を行った部分が記載されている図面等
- ③石綿（有・無）の判断根拠
- ④事前調査者の資格の写し（2023年10月から必須）

※ 3

【報告対象となる工事】

- ①解体部分の延べ床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

※ 4

事前調査又は分析調査を行った実施記録の写しを、**作業場に保管するとともに、解体等工事が終了した日から3年間保存する。**  
(保存は工務部工務担当で行う)